

公共事業労務費調査 (平成26年10月調査) の実施について

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課 労働資材対策室

課長補佐 いわだて 岩舘 ともや 知哉



はじめに

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定に当たっては、「予算決算及び会計令」第80条第2項において、「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」として、取引の実例価格等を考慮して適正に定めることとされています。

これに基づき、農林水産省および国土交通省（以下「二省」という）では、公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価（以下「設計労務単価」という）を決定するため、公共事業労務費調査（以下「労務費調査」という）を実施し、所管する公共事業等に従事した建設労働者に対する賃金の支払実態を、昭和45年より毎年調査しており、平成26年度公共事業労務費調査についても、これまでの労務費調査と同様の調査方法により実施することとしています。



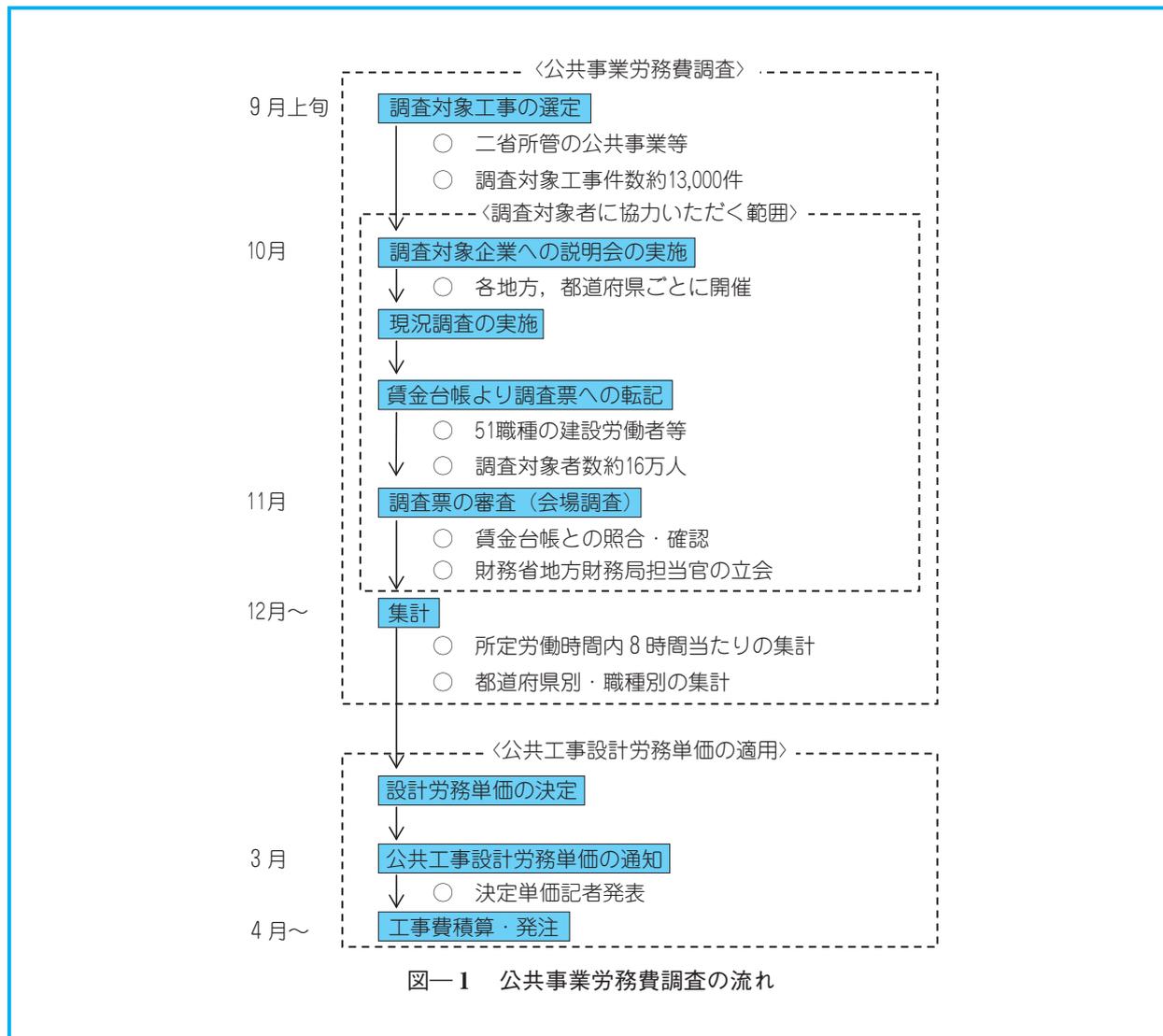
公共事業労務費調査の概要

労務費調査は、公共工事の予定価格の積算に必要な設計労務単価設定のための基礎資料を得るた

めの調査です。この調査では、二省が関係する直轄事業、補助事業、都道府県、政令指定都市および二省が所管する独立行政法人等の事業から、10月に施工中の、1件当たり1,000万円以上の工事をリストアップし、それらの工事を選定母集団として、調査対象工事を無作為抽出し、その公共工事に従事する技能労働者の賃金につき、51の調査対象職種の区分に基づき調査しますが、企業の規模や下請次数の制限はなく、51の調査対象職種に該当する全ての技能労働者が対象となります。

調査対象となった企業（元請企業、下請企業等）では、調査対象工事に従事した全ての技能労働者について、賃金台帳等から労務費調査の調査票に賃金等の必要事項を転記、記入します。

その後、調査対象となった企業は、調査票と賃金台帳等の資料を、全国で開催される会場調査に持ち込み、調査員が面接形式にて、調査票に記入された賃金や職種の分類、労働時間等の記載内容につき、調査対象工事の現場において、発注機関が事前に労働者の数や職種を調べる現況調査の結果や、調査票とともに持ち込まれた健康保険や厚生年金保険の支払証明、資格免許、賃金台帳や集金簿等の各種書類と照合および確認を行い正確に賃金の実態を把握します（図—1）。



3 公共事業労務費調査（平成26年10月調査）のポイント

ここでは，本年度の労務費調査実施時における主なポイントを紹介します。

(1) 賃金の正確な把握徹底

労務費調査は，原則として現場で働く技能労働者全てが調査対象となります。調査対象となった企業におかれては，いわゆる一人親方として働く方々についても，必ず調査票を作成いただくよう周知徹底してください。また，一人親方として働く方々も，必ず調査票を作成し，会場調査にご出席ください。

(2) 社会保険加入状況の確認

本年につきましても，社会保険等への加入状況を調査します。会場調査において，社会保険加入状況等の実態把握および保険料がわかる資料の提示をお願いします。

(3) 9月の賃金支払実態の調査

標本確保のため，10月に調査対象工事に従事せず，9月に従事している38職種（標本数の比較的小さい職種）の労働者について，9月分の賃金支払い実態を調査しますので，調査のご協力をお願いします。

【参考】 9月の調査の対象となる38職種

造園工，法面工，石工，ブロック工，鉄骨工，塗装工，溶接工，潜かん工，潜かん世話役，さく岩工，トンネル特殊工，トンネル作業員，トンネル世話役，橋りょう特殊工，橋りょう塗装工，橋りょう世話役，高級船員，普通船員，潜水士，潜水連絡員，潜水送気員，山林砂防工，軌道工，大工，左官，はつり工，防水工，板金工，タイル工，サッシ工，屋根ふき工，内装工，ガラス工，建具工，ダクト工，保温工，建築ブロック工，設備機械工

(4) 標本の適切な分類

労務費調査では，一部の職種を除き，「相当程度の技能」等を有する建設労働者を調査対象としていますので，調査対象となった元請および下請企業は，個々の労働者の技能等を十分に確認し，職種の分類を行ってください。

【参考】 技能，免許等が必要と定義されている職種

① 「相当程度の技能」が必要と定義されている職種

特殊作業員，造園工，法面工，とび工，石工，ブロック工，電工，鉄筋工，鉄骨工，塗装工，溶接工，運転手（特殊），潜かん工，さく岩工，トンネル特殊工，橋りょう特殊工，橋りょう塗装工，山林砂防工，軌道工，型わく工，大工，左官，配管工，はつり工，防水工，板金工，タイル工，サッシ工，屋根ふき工，内装工，ガラス工，建具工，ダクト工，保温工，建築ブロック工，設備機械工

② 「相当程度の技術」が必要と定義されている職種

潜かん世話役，トンネル世話役，橋りょう世話役，土木一般世話役

③ 「免許等」が必要と定義されている職種
電工，運転手（特殊），運転手（一般），

潜水士，交通誘導警備員A

④ 「普通の技能」が必要と定義されている職種

普通作業員，トンネル作業員

(5) 調査対象外の労働者の周知

- ① 見習・手元等の労働者については，従来どおり，原則として調査対象外になります。
- ② 過去の労務費調査において，見習・手元等の労働者が，「相当程度の技能」を必要とする職種に含まれる例が見られたため，調査対象となった元請および下請企業は，個々の労働者の技能を十分に確認し，適切に分類，判断を行ってください。
- ③ 老齢厚生年金（在職老齢年金）および高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続給付金，高年齢再就職給付金）の受給に伴い，時給，日給または月給を減額し，日当たり賃金を調整している労働者については，従来どおり調査対象外とします。
- ④ 調査対象となった元請および下請企業は，年金等の受給状況および受給に伴う賃金の調整方法等を十分に確認し，調査対象労働者か否か判断してください。

(6) その他調査の適正化のためのポイント

調査対象となった企業は，次の書類を審査において提示できるよう整理してください。

- ① 所定労働時間が法定の週40時間以内であることを確認できる書類
 - ・就業規則（または雇用契約書，雇入通知書，労働条件通知書）および賃金台帳
- ② 賃金支払いが確認できる書類
 - ・銀行の振込領収書または労働者の受領印等が確認できる書類等
- ③ 従事した作業内容，就労の実態等が確認できる書類
 - ・作業日報および出勤簿等

